

【イギリス】アカデミー化の促進—2016年教育及び養子縁組法—

海外立法情報課 田村 祐子

* 2016年3月16日、「2016年教育及び養子縁組法」が成立した。これにより教育水準の向上を目的とした公立小中学校のアカデミー化が更に促進される。

1 背景と経緯

アカデミー (academy) とは、教職員、カリキュラム、学期等に関して国の基準に基づかず独自に裁量権を持つイングランドの小中学校で、労働党政権下の2000年に教育格差の是正を目的として発足したものである。運営費は地方自治体ではなく国が直接負担し、民間会社等のスポンサーから資金を得ることが可能である点もその特徴の一つである。当初は、一部の中学校に限定されていたが、2010年の保守・自民連立政権下で、対象範囲を全ての公立小中学校（公費維持学校（注1））に拡大する「2010年アカデミー法（Academy Act 2010）」が成立した。これに基づき、アカデミー化が進められており、2010年3月時点で約200校だったアカデミーの数は、2015年6月時点でイングランドの小中学校全体の約2割に相当する小学校2,440校、中学校2,075校まで増加している。

保守党は、2015年5月の総選挙において、2010年連立政権の方向性を引き継ぐ形で更なるアカデミー化の促進をマニフェストの一つに掲げて勝利すると、同年6月にアカデミー化に係る国務大臣の権限拡大等を規定する「教育及び養子縁組法案」を提出した（本誌264-2号（2015年8月）p.27参照）。この法案は、下院での若干の修正を経て2016年3月16日、「2016年教育及び養子縁組法（Education and Adoption Act 2016）」（注2）として成立した。

2 主な内容

「2016年教育及び養子縁組法」は、3本の異なる法律を改正するものであり、全20条から成る。第1条から第6条までが地方自治体の学校への警告通知の権限（後述）を定めた「2006年教育及び監査法（Education and Inspections Act 2006）」の改正、第7条から第14条が上述の「2010年アカデミー法」の改正、第15条が養子縁組に係る手続を定めた「2002年養子縁組法（Adoption and Children Act 2002）」の改正であり、第16条から第20条は施行日等の一般規定という構成となっている。主な規定は以下のとおりである。

(1) 問題を抱える公費維持学校への介入

第1条では、国務大臣が「惰性的に運営されている学校（coasting school）」と判断した公費維持学校に対して警告通知を発出し、適切な措置がとられなかったと判断した場合、政府介入の対象とすることが規定された。政府介入とは、第7条に定めるように、国務大臣が公費維持学校をアカデミーに転換するという命令（アカデミー命令）を出すことを意味する。従来、地方自治体のみにも与えられていた警告通知の発出権限を、地方自治体に加えて国務大臣にも与えることとなった。また、従来は、アカデミー命令に意義申立てをす

る権限が学校側に与えられていたが、この異議申立ての権限は廃止された（第2条）。

(2) 問題を抱える公費維持学校のアカデミーへの転換

国務大臣は、政府介入が必要な公費維持学校に対してアカデミー命令を発しなればならず（第7条）、当該学校の理事会と所管する地方自治体は、当該学校のアカデミーへの転換を促進する義務を負う（第10条）。国務大臣は、当該学校の理事会又は地方自治体に対し、学校のアカデミーへの転換を促進するためにあらゆる手段を講じるよう指示を出すことができる（第11条）。また、アカデミーの運営団体は、転換前にアカデミーの事業計画を保護者と児童生徒に知らせなければならない（第13条）。

(3) 問題を抱えるアカデミーへの介入

アカデミーの在校生の学業成績が思わしくない場合又はアカデミーが惰性的に運営されている場合、国務大臣はアカデミーの運営団体に終了警告通知を送付する。その上で改善が見られないと判断した場合には、国務大臣は、運営団体を始めとする関係者との間でアカデミーの財源に関する合意を取り消すことができる（第14条）。

(4) 一般規定

この法律は、イングランドとウェールズ（注3）のみに適用する（第18条）。

3 評価と今後の予定

2015年1月に公表されたアカデミーに関する議会報告（注4）では、アカデミーが教育水準の向上に資するか判断は現段階では時期尚早であり、さらに教育格差の縮小に貢献しているか判断する上でも根拠が乏しいとされている。また、アカデミーの教員は国が定める教員資格を必ずしも必要とせず、労働時間や給与もアカデミー側の裁量によることなどから、2016年6月にはイングランド最大の教員組合がアカデミー化に反対するストライキを起こすなど、教育現場では反対の声も根強い（注5）。一方で、政府は、アカデミー化された学校で全国統一テストの結果が向上していることを示して、アカデミー化を更に押し進める新たな法案を新会期で提出すると予告している（本誌268-1号（2016年7月）p.7参照）。成果の不透明性や教育現場とのあつれきがある中で、アカデミー化の推進はどのような方向に向かうのか、今後が注目される。

注（インターネット情報は2016年7月14日現在である。）

- (1) 公費により維持される学校(maintained school)。地方自治体が設置・運営する公立学校のほか、教会等が設置・運営する公営学校が含まれる。これに対して、公費を受けない独立（私立）校とは、イートン校やウィンチェスター校等のいわゆるパブリックスクールを指す。
- (2) *Education and Adoption Act 2016* c.6. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/6/contents>>
- (3) ただしウェールズについては、法律の実施に当たり必要な施行規則や命令等の委任立法（statutory instrument）の制定権限はウェールズ議会に委譲されている。
- (4) House of Commons Education Committee, *Academies and free schools*, Forth report of session 2014-15, HC258, January 28, 2015, p.66. <<http://www.parliament.uk/documents/commons-committees/Education/report-education-academies-and-schools.pdf>>
- (5) “Teachers strike over spread of academies,” *The Times*, June 24, 2016, p.10.

参考文献

- ・『諸外国の教育動向 2015年度版』（教育調査 第151集）、文部科学省、2016、pp.58-102.
- ・田中嘉彦「海外法律情報英国—2010年アカデミー法—キャメロン連立政権の教育政策」『ジュリスト』1416号、2011.2.15、p.45.